

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省 関係省令の整備及び経過措置に関する省令案について

1. 背景

第169回国会において、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港の区分制度の見直しを行う等の措置を講ずる空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）案が提出されたところである。

今般、改正法を施行するにあたり、空港整備法（昭和31年法律第80号）の規定による空港の区分の見直しに伴う規定の整備等のため、空港整備法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）その他の国土交通省関係省令について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 空港整備法施行規則の一部改正

ア 改正法において、空港整備法に規定する「第一種空港」、「第二種空港」及び「第三種空港」との空港の区分を「国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港」及び「国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港」との空港の区分に改めること等に伴う、所要の規定の整備を行う。

イ 省令の題名を「空港法施行規則」と改める。

(2) 航空法施行規則の一部改正

改正法において、航空法（昭和27年法律第231号）に規定する「飛行場」を「空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）」又は「空港等」に改めること等に伴う、所要の規定の整備を行う。

(3) その他関係省令の一部改正

その他、関係省令について、所要の規定の整備を行う。

(4) 特定地方管理空港の名称の公示方法の指定

改正法附則第3条第1項において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとされており、その具体的内容として、当該公示を官報において行う旨を定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布：改正法の公布の日
施	行： 同 上